

第 29 回障がい者制度改革推進会議が 12 月 17 日（金曜日）13 時から中央合同庁舎第 4 号館で開催された。



今回の議事は、「障害者基本法の改正について（第二次意見の取りまとめ）等」であった。事務局からこれまでの議論を踏まえて「第二次意見（素案 2）」（資料 1 及び資料 2 見消版）が示された。また、素案 2 に対する意見書が数名の委員から提出された。

会議の開催にあたり岡崎内閣府特命担当大臣からこれまでの 28 回にわたる委員をはじめとした各関係者の尽力についてのねぎらいの言葉と第二次意見のとりまとめとなる 29 回での熱い議論をお願いする旨の挨拶があった。また、議長より審議終了時間が当初予定の 17 時を超えて 19 時を予定しているとの説明があった。

審議の中では、最初に今回の改正の主旨と目的、これまで障がい者制度改革推進会議で問題認識について議論されてきたこと等について説明があり、第二次意見への具体的な修文意見のほか、以下のような発言があった。

- ・ 原案と相違する推進会議の意見の反映はどのような扱いとなるのか。
- ・ 障がいのある子供の意見表明権は必ず明記し、全ての判断や意見に優先される記載とすること。
- ・ 各省庁は障がい者施策の実施に当たっては、必ず実態調査を行うこと。

なお、会議は今回の修文意見を踏まえた第二次意見の修正作業を行うため、16 時 20 分から一時中断となり、18 時 15 分より再開となった。再開後も修正後の素案に対して修文意見がいくつかあがり、意見を踏まえた修文については事務局へ一任することとなった。

会議の最後に「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が議長より岡崎内閣府特命担当大臣へ手渡され、岡崎大臣からの「障害者基本法の改正は障害者制度の要であり、会議は今日で終わるが改革の実現に尽力して行く」旨の挨拶にて閉会となった。